

令和 8 年度 障害福祉分野就職支援金貸付事業 募集要領

この事業は、幅広く新たな福祉人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の障がい福祉分野への参入を促進するため、有資格者（介護福祉士、実務者研修・初任者研修修了者等）に対し、就職の際に必要な経費に係る支援金の貸し付けを実施します。

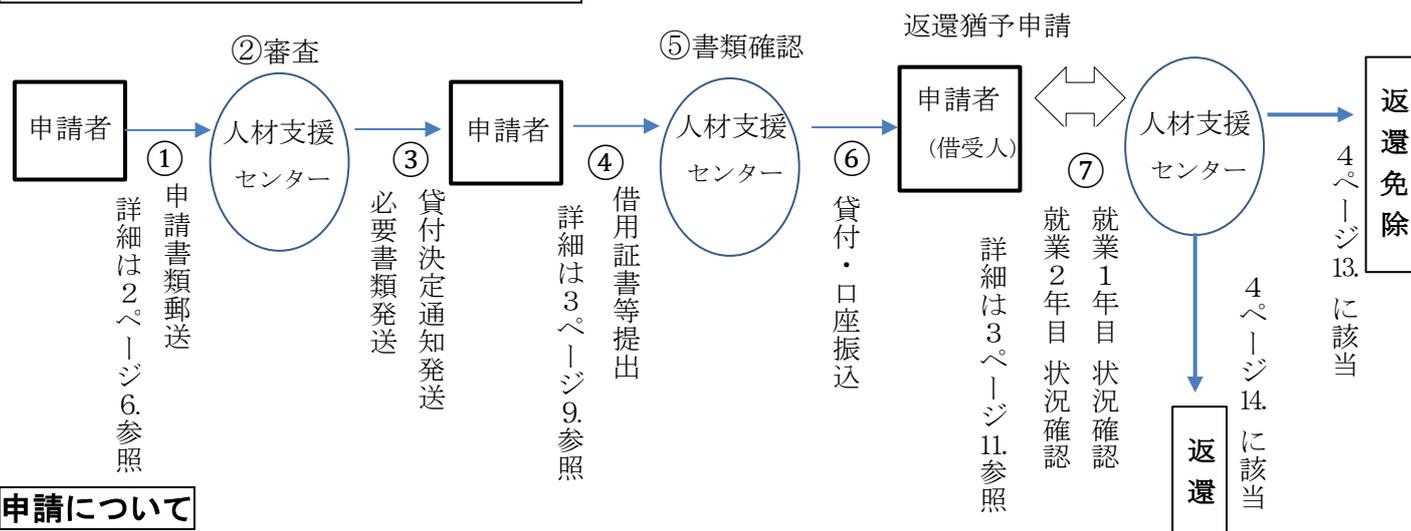
就職した日から継続して2年間（注1）、大阪府内の障がい福祉サービスを提供する事業所・施設等において週20時間以上、「障がい福祉職員※」として従事することで、貸付金の返還が免除となります。

（注1） 2年間＝在職期間730日以上360日以上業務に従事すること

※この事業における「障がい福祉職員」とは、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所もしくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設もしくは事業所において主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者です。※なお介護助手・登録型ホームヘルパーは貸付対象となりません。



申請から貸付振込・返還免除までの流れ



申請について

1. 貸付対象者 ・ 下記要件の①から④のすべてを満たすことが必要です。
- ① 大阪府内の市町村に住民登録をしている者 又は 大阪府内で障がい福祉職員として**新たに**就労した者。
 - ② 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、または、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、または統合課程、もしくはは行動障害支援課程のうちいずれかを受講すること）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること）及び同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修、「地域生活支援事業等の実施について（平成28年8月3日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 長通知）」別記2-10「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）」に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）のいずれかを修了した者。
 - ③ 障がい福祉職員や介護職員として就労したことがない者 又は 直近の障がい福祉職員や介護職員としての離職日から新たに就労する日までの期間が**1年以上経過**している者。
 - ④ 大阪府内の障がい福祉サービスを提供する事業所・施設等（注2）において、障がい福祉職員として、**週20時間以上就労することとなった者。**
- ※ただし、「7. 申請に関する留意点」に該当する場合は申請することができませんので、ご確認ください。
 ※（注2）この貸付制度は、大阪府から障がい福祉サービスを提供する事業所と指定され番号を割り当てられた事業所のみ認定されます。10ケタの事業所番号が確認できない場合は、該当しませんのでご注意ください。

2. 貸付限度額 金 200,000円以内 (申請は千円単位)

・※貸付対象となる経費の一例

□障がい福祉職員等として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる靴等の被服費

□敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

□通勤用の自転車又はバイクの購入費 ※貸付申請書 1-1号 貸付の目的欄を参照ください。

3. 貸付回数 一人当たり一回限りとする

4. 貸付の利子 無利子

5. 申請方法など

■募集期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※申請を受付次第、随時貸付審査を行います。

■定員：15人程度 定員に達し次第、募集を締め切ります。最新情報はホームページをご覧ください)

■申請時期：障がい福祉職員として就労開始日より3カ月以内(必着)

■提出先：〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54

(福)大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 障害福祉分野就職支援金貸付係

■提出方法：郵送の場合は、「特定記録郵便」など配達状況を確認できるものご利用ください。

■注意事項：申請内容に確認事項がある場合、お電話をさしあげます。数日にわたり、連絡がとれない場合は貸付を辞退したものとみなします。

6. 申請に必要な書類 ※必要な様式①～③は大阪福祉人材支援センター (以下 人材支援センターという) のホームページからダウンロードしてください。

※記入の際は、黒のボールペンをご利用ください。フリクションペン等消えるボールペンは不可

①障害福祉分野就職支援金貸付申請書 (以下、「申請書」という) (様式第1-1号)

②同意書

③採用証明書 (様式第2号)

④介護福祉士登録証または研修修了証明書 (写し)

⑤申請者を含む世帯全員の記載された住民票 (複写不可)

(申請日より前3カ月以内に発行・現住所と住所が一致・マイナンバーの記載不要
外国籍の方は在留資格及び在留期限が記載されているもの)

⑥連帯保証人の収入を証明する書類1通：直近の源泉徴収票(写し) 又は府市町村民税課税証明書 (複写不可)

⑦ (障がい福祉職員や介護職員として勤務経験がある場合のみ) 従事していた前職の離職日を証明するもの1通
(離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、源泉徴収票等 いずれも写し可)

■法人保証をご希望の方は、別途書類が必要です。ご希望の方は申請前にまずお問合せください。

7. 申請に関する留意点

① 連帯保証人が必要です。下記⑦～⑩の要件をすべて満たす方を1名連帯保証人としてください。

⑦独立した生計を営んでいる。(家族の扶養家族ではない) ⑧住民税が課税されている。(現在就労中)

⑨日本国内に居住する成年の者である。⑩申請日において年齢が65歳未満である。

④日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者。

① 定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等

② 次の項目に該当する方は申請者 (貸付対象者) ならびに連帯保証人になることができません。

・社会福祉協議会が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている。

・人材支援センターで実施している貸付を受けている。もしくは連帯保証人になっている。

・生活福祉資金等の返済を滞納している。(コロナ特例含む)

・債務整理中である。(自己破産や個人再生等)・申請者同士が互いに連帯保証人になっている。

※申請者は上記に加えて、過去に本貸付事業ならびに「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」「介護分野就職支援金貸付事業」で貸付を受けたことがある場合や、他の都道府県で就職支援金の貸付を受けたことがある場合等も対象外となります。

- ③ 申請者及び連帯保証人は、個人情報の取扱や連帯保証、返還の事由に該当した場合に返還義務が生じることを十分認識していただき、同意書に自筆で署名してください。

貸付について

8. 貸付の決定

- ・書類による審査を行い、結果を郵送にて通知します。
なお、審査内容をお答えすることはできません。また、申請書類は返却いたしません。

9. 貸付決定後の手続き

- ・貸し付けの決定を受けた方は、決定通知を受けた日から14日以内に以下の書類を提出してください。郵送の場合は、「特定記録郵便」など配達状況を確認できるものをご利用ください。

- | |
|---|
| <p>① 障害福祉分野就職支援金借用証書（様式第5号）
※<u>収入印紙</u>（貸付金額が100,000円以内は<u>200円</u>、101,000円以上は<u>400円</u>）を貼り付けて消印。</p> <p>② <u>本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書</u>（借用書提出日より前3か月以内に発行されたもの）</p> <p>③ 貸付金振込口座届出書</p> <p>④ 貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し（金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義カタカナ表記が確認できるもの）※通帳契約のない方は、キャッシュカード裏表コピー</p> <p>⑤ 返還猶予申請書</p> |
|---|

10. 貸付決定後の取扱い

- ・借用証書等の取り交わしが終了次第、貸付を行います。一括銀行送金です。
- ・必要な書類を提出しない場合や貸付契約解除の申し出がある場合は貸付を辞退したものとみなします。
- ・貸し付けを受けた者（以下「借受人」という）が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除し、貸付金を返還していただきます。

- | |
|--|
| <p>① 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかとなったとき。</p> <p>② 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。</p> <p>③ 死亡したとき。 ④ その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。</p> |
|--|

貸付後の手続き

11. 報告・申請

貸付後は、以下の報告・申請に係る書類を提出してください。各様式は該当する時期に人材支援センターより送付します。到着しましたら、必ず提出してください。提出がない場合、障がい福祉職員として従事していないものとみなし、借受人もしくは連帯保証人に返還を請求します。

〔1〕就職して1年経過したとき（返還猶予1年目）

- | |
|---|
| <p>① 現況報告書</p> <p>② 業務従事期間証明書（様式第16号）</p> |
|---|

〔2〕就職して2年経過したとき（返還猶予2年目及び返還免除申請時）

- | |
|--|
| <p>① 現況報告書</p> <p>② 業務従事期間証明書（様式第16号）</p> <p>④ 障害福祉分野就職支援金返還免除申請書（様式第7号）</p> |
|--|

◎業務従事先を変更する場合や休職（出産等）する場合は必ず人材支援センターに連絡してください。

◎転職は可能ですが、大阪府内に限ります。転職期間は、前職場の就業期間が6カ月未満の場合1カ月認め、6カ月以上の場合3カ月認めます。いずれも前職を退職する前にご連絡ください。

1 2. 返還猶予

次の場合は、その事由が継続している間、申請により返還が猶予されます。

- ① 大阪府内において障がい福祉職員の業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由があるとき。

1 3. 返還免除

次の場合は返還債務の全部が免除となります。

- ① 借受人が、障がい福祉職員として就労した日から、大阪府内において、引き続き2年間従事したとき。
(災害、負傷、疾病、育児休業等その他やむを得ない事由により障がい福祉職員の業務に従事できなかった場合は、当該業務の従事期間に算入しないものとするが、引き続き、従事しているものとして取り扱うこととする。法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、大阪府以外の都道府県において障がい福祉職員職員の業務に従事した期間については、当該業務の従事期間に算入する。)
- ② 障がい福祉職員として従事している期間中に、労働災害の認定を受け、当該業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

※2年間とは、**在職期間が通算730日以上**であり、かつ、**業務に従事した期間が360日以上**とします。

※障がい福祉職員の業務に従事した期間が2年に満たない場合であっても、1年以上の期間当該業務に従事した場合、退職の事由によっては返還金額を一部免除する場合があります。ただし免除申請及び審査が必要です。
(恣意的な事由での退職は、一部免除の対象とはなりません)

1 4. 返還

返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、責任を持って返還しなければなりません。また、借受人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人に、その債務を負担していただきます。

■返還となる場合■

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 大阪府内において障がい福祉職員の業務に従事しなかったとき。(就業先については、1 ページ 1 - ④参照)
- ③ 大阪府内において障がい福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(1) 返還期間

返還事由に該当することとなった日の属する月の翌月から6カ月以内に、一括もしくは分割により返還していただきます。(参考) 貸付額 200,000 円を6カ月間 6回の分割返済 ➡ 33,330 円×5 回 + 33,350 円×1 回

(2) 返還方法

原則、返還は借受人本人名義の預金口座から、当会契約の収納代行会社(りそな決済サービス株式会社)を通じて、引き落としされます。

(3) 延滞利子

正当な理由なく、返還すべき日までに返還しなかったときは、その翌日から返還した日までの日数に応じて、年3%の延滞利子を返還金と併せて支払っていただきます。

申請に関する問い合わせ先

〒542-0065 大阪府中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 障害福祉分野就職支援金貸付担当

TEL : 06-6776-2943 (平日 9:00~17:00 受付)

ホームページ <http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter>